

赤平市立小・中学校

適正配置計画【概要】

はじめに

平成22年9月より学識経験者、PTA、学校関係者からなる「赤平市学校教育条件整備審議会」において、適正規模による教育の充実及び学校統合に併せた教育環境の充実について慎重に審議され、平成23年6月に「赤平市立小・中学校の適正規模、適正配置について」が答申されました。

赤平市教育委員会では、この審議会からの答申を十分に尊重し、検討を重ね、このほど「赤平市小・中学校適正配置計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

赤平市の将来を担う児童・生徒の健全なる教育のための計画の実現に向けて、最大の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解、ご支援をいただきますよう、お願ひ申し上げます。

小学校の適正配置

◎方針

複式学級の解消を含め一定規模以上の学校が必要

●小学校適正配置計画

▼前期(24年度から28年度)▲

茂尻小学校と住友赤平小学校と平岸小学校の3校を統合します。

統合小学校は、現茂尻小学施設を利用します。
▼後期(29年度から33年度)▲
豊里小学校と赤間小学校を統合します。

●適正配置の時期

▼前期▲

施設の改修及び一部増築後の平成28年4月1日を目指します。

●適正配置の時期

▼前期▲

①統合小・中学校の施設整備
国の補助事業を利用した大規模改修(増築)等により施設整備を行います。

適正配置計画に伴う 教育環境の充実

中学校の適正配置

◎方針

1学年複数学級の回復を含め一定規模以上の学校が必要

●中学校適正配置計画
▼前期(24年度から28年度)▲
赤平中学校と赤平中央中学校を統合し、市内1校とします。
統合中学校は耐震化基準を満たしている現赤平中学校を利用することとします。

※施設整備の方法は、今後の情勢の変化を見ながらその時点での最良の方策を行います。
検討。

②通学における安全確保

●適正配置計画に伴う 教育環境の充実

スクールバス等の交通手段を確保します。

ただし、全て直営は困難なため民間委託や通学助成(路線バス)を検討します。

③教職員住宅の整備

必要とされる規模の教職員住宅の新築を検討します。
併せて、現教職員住宅の用途廃止・用途変更も検討し集約化を図ります。

お気軽に相談ください。

赤平市・歌志内市・札幌弁護士会共催

無料 法律相談会

無料法律相談は、借金を整理したい…、訪問販売で高額商品を買わされたけど解約したい…、隣と敷地のことでもめているので何とかしたい…などなど、何でもかまいません。話しを聞くだけで解決することもあるので、ご相談ください。

毎週 水曜日

弁護士があなたの悩みを解決します！

5月の予定日時	場所	担当弁護士
9日(水)	午前10時	歌志内公民館 平澤弁護士
16日(水)	～12時	赤平市役所 平尾弁護士
23日(水)		歌志内公民館 作間弁護士
30日(水)		赤平市役所 中島弁護士

問合せ・予約先

赤平市役所市民相談係 ☎32-1834

歌志内市役所 ☎42-3211

予約制(空き状況によっては当日受付もOK)

皆さんのご意見をお聞かせください

春季

住民懇談会

を開催します。

参加される際には、広報あかびら5月号と同時に配布された「今年の予算の使い方」を持参してください。

なお、今回は「赤平市立小・中学校適正配置計画」の概要についても報告します。

■問合せ

企画財政課企画調整係 ☎32-1834

多数のご参加をお待ちしています！

■地区別開催日程■

日程	開始時間	会場
14日(月)	18時～	平岸高齢者コミセン
15日(火)		東公民館
16日(水)		住友生活館
5月 18日(金)		交流センターみらい
21日(月)		豊里ふるさと会館
22日(火)		文京生活館
23日(水)		若木生活館

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関するこ
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関するこ
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関するこ
- その他



暮らしのこと

- 住まいに関するこ
- 近所付き合いに関するこ
- 生活費に関するこ
(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関するこ
- 生活保護に関するこ
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関するこ
- 公害や環境衛生に
関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関するこ
- 親子関係に関するこ
- 扶養に関するこ
- 相続に関するこ
- その他



育児・教育のこと

- 育児やしつけに関するこ
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関するこ
- 非行に関するこ
- 児童虐待に関するこ
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

私たち民生委員児童委員の
“あい言葉”です

広げよう
地域に根ざした思いやり

民生委員児童委員は、
地域の誰もが幸せで
安心した生活を
おくれるように応援します。
何か心配ごとがありまし
たら
民生委員児童委員にご相談ください。
民生委員児童委員の中には、
子どもことを専門に担当し、
活動する「主任児童委員」もいます。
いずれも任期は3年間です。
もちろん個人の秘密は守ります。



民生委員児童委員の家は
青い門標が目印です。

財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081

しあわせ花園ネットワーク
道民児連